

# 事業継続計画（BCP）

水害編 第1版

作成日：2025年4月1日

作成者：扇野 正人（サービス管理責任者）

所属：NPO法人 敬天愛人会 就労継続支援B型 ぽっぽ

連絡先：電話 075-606-5531

改訂履歴：2025年4月1日 第1版策定

## 目次

第1章 基本方針「目的について」 P2~

第2章 BCP推進体制・・・BCPの運用と整備体制、非常時の体制について P2~

第3章 想定される被害状況・・・過去事例に基づく被害想定と対応概要フロー P4~

第4章 初動体制から事業継続まで・・・発生直後の優先業務と役割分担 P7~

第5章 夜間休日時の災害時対応方針・・・原則と対応について P9~

第6章 今後のBCP改善について P10~

第7章 その他 P15~

## 巻末 附表等

1,利用者一覧表 2,関係者連絡先一覧表 3,備蓄管理表(食品用・物品用) 4,救急用品一覧

## 第1章 基本方針

自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大など、社会に大きく影響を与える事象が多く起こる昨今。そのさまざまな事象に対応し、被害を最小限にとどめて事業を継続していくために、事業継続計画（以下、BCP）を策定するものである。

### (1) 目的

BCPはあらゆる災害に対する防止策を計画する防災計画とはその意味合いが異なり、災害発生後、その影響及び被害を最小限にとどめながら法人としての事業をいかに早期復旧し継続していくかを策定していくものであり、その基本方針は以下のとおりである。

#### ① 利用者・職員の安全を守る。

命があつての障害福祉サービスであり、災害時においても命にかかわる業務を最優先とする。

#### ② 早期の事業再開を目指す

災害発生時において、早期の復旧をはかるため、優先業務を実施する体制と対策を事前に定めて、業務を継続へ万全を期す。

#### ③ 地域との連携

NPO 法人という特性上、地域との連携は不可欠であり、その結果、地域の災害における被害減少につながる。

事業継続をはかるためには、まず利用者及び職員の命を守る行動が最も重要なことであり、それに係る業務を最優先し、その他の業務は縮小、休止などの措置をとる。

同時に災害発生直後の初動体制が重要であり、ライフラインの断絶、支援がこないといった発生直後の混乱している時期を乗り切る体制を整備することが重要である。

地域との連携にあたっては、NPO 法人という性格上、地域の要支援者がいた場合は受入体制を取るべきであるが、その状況下で受入に際し、支援できることを明確にし実施することが重要である。

## 第2章 BCP推進体制

本事業所では、以下の推進体制により BCP の運用・整備を行う。

- **BCP 推進責任者：** 施設長（計画の全体管理・見直し・外部報告を行う）
- **BCP 実務担当：** サービス管理責任者・支援員（訓練の記録、備蓄管理、周知の手配）
- **職員全員：** 年 1 回の BCP 訓練と点検に協力し、利用者や保護者への周知活動を担う

※小規模事業所のため、推進体制は職員間で柔軟に補完し合うものとする。

## 非常時の体制

**管理者(指揮者):** 全体の指揮を取る役割。非常時の状況判断や、行政機関への連絡・調整を担当。

**安全管理担当:** 施設の安全確認、避難誘導、施設の構造確認等を担当。

**情報管理担当:** 利用者の健康状態、通信手段(電話やインターネット)の確保、外部との連絡役。

**支援担当:** 利用者へのケアやサポート、物資の管理や配分を担当。

本事業所は職員数が限られており、災害発生時には各職員が複数の役割を兼任する体制で対応する。優先順位は「命の安全確保(避難・安否確認)>連絡>記録」の順とし、代行担当者は原則定めず、状況に応じて柔軟に対応する。

優先順位	内容	担当者兼任
最優先	利用者の安否確認	石原 or 扇野
高度	避難誘導	扇野 or 土屋
中度	連絡対応(電話)	石原(雄)
中度	記録と報告	総務担当 or 管理者

責任者が不在の際は、その場にいる職員が「安否確認」→「避難誘導」→「連絡」の順に対応する

支援員全員が、最低限の避難手順・連絡先・備蓄場所を把握しておく

判断に迷った場合は、管理者携帯に即時確認

### (2) 緊急時の参集体制と発動基準

#### ① 参集基準

地震における基準	全員	参集	震度5以上で全員参集
		発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難と判断した場合発動。
水害等における基準	全員	参集	大雨警報で参集
		発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難と判断した場合発動。

## 第3章 想定される被害状況

### 【左京区一乗寺周辺における被災想定】

ハザードマップによると当事業所は浸水深3.0m～5.0m未満の区域。周辺は河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊の恐れがある区域でもある。

洪水による浸水が発生した場合、水深50cm以上の浸水が継続する時間は12時間と予測

### 交通インフラ被害（震災偏と同様）

道路：主要幹線道路の一部通行止め発生可能性あり

橋梁：損傷率 約0.6%（老朽橋含む）

鉄道：停止・脱線等による運転見合わせの想定あり（叡山電鉄含む）

### ライフラインの機能支障（震災偏と同様）

上水道：約1,120件の断水（管路破損等）／全体の約62.9%に影響

下水道：機能支障率 約7.6%（支障人口 約108,000人）

電気：停電件数 約7,300件（左京区全体の約6.7%）

都市ガス：約643,000件影響（京都市域）／復旧目安：1.5か月

### 通信（震災偏と同様）

固定電話：8,700件（12.5%）

携帯電話：23.2% 利用不可または不安定な通信状態

### 補足：一乗寺周辺の地形・特徴

高野川沿いに位置し、水害リスクが高い（内水氾濫、河川氾濫）

土砂災害警戒区域に近接する地域もあり、斜面地・側道に注意

### 過去の災害例

京都市左京区一乗寺周辺では、過去に以下のような災害が発生している。

#### 1. 昭和47年（1972年）の豪雨災害

1972年7月の梅雨前線豪雨および9月の台風20号により、左京区では土石流やがけ崩れが多発し、人的・物的被害が発生。

#### 2. 平成30年（2018年）の豪雨

2018年7月の西日本豪雨では、京都市内でも大雨による浸水被害が報告。

#### 3. 令和4年（2022年）の大雨による土砂災害

2022年7月19日、京都市左京区一乗寺地区では、比叡山の山麓から土砂が流入し、車両や住宅

が被害を受ける

水害(台風・豪雨・河川氾濫など)の際には、「安全確保」と「情報収集による判断」が最優先となる。

地震や感染症と違い、事前の予測や避難判断のタイミングがカギとなる。

### (3) 水害時優先業務フェーズ対応表

#### 【フェーズ0】警報前(通常時・予測段階)

対応内容	備考
気象情報の確認	前日からチェック(市・気象庁)
利用者送迎・通所判断の準備	朝6時時点の警報で判断する旨を共有
備蓄・高台移動	電源・食品などを上階へ仮移動

#### 【フェーズ1】警報発令／通所中止判断

対応内容	備考
通所中止の判断と職員内連絡	施設LINE・電話で連絡回す
利用者・家族への連絡	「安全のため在宅」と説明
マンション共用部の確認・養生処置	エントランス浸水防止など
避難判断が必要な場合は同行可否検討	修学院第2小学校などへ誘導想定

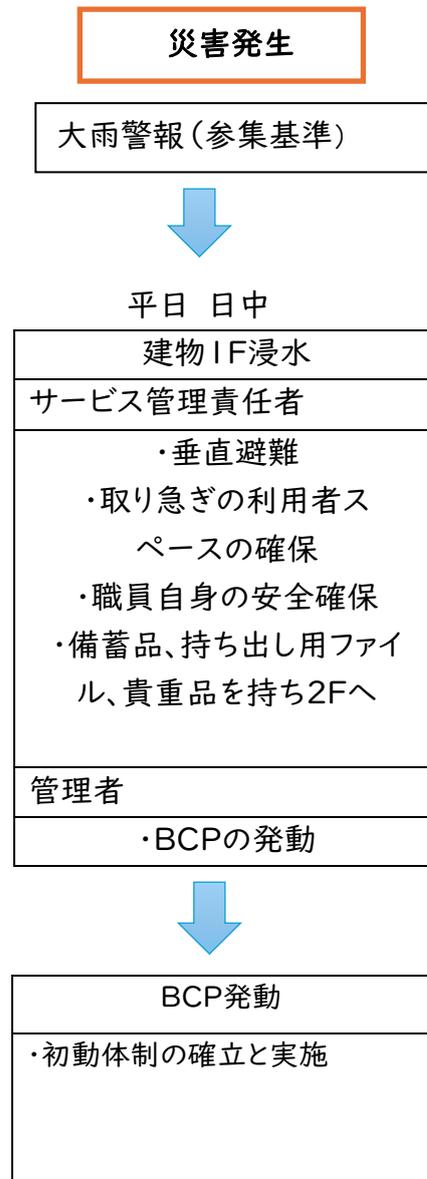
#### 【フェーズ2】実被災／浸水発生時

対応内容	備考
建物・備品の被害確認	写真記録／管理会社報告
安否確認(在宅中の利用者含む)	
在宅対応に切替	電話連絡
閉所中の見守り(遠隔)体制継続	職員2名ローテーションでも可
*水害により閉所中であっても、利用者や家族との連絡を保つ「遠隔見守り体制」を実施する。 支援員1名以上を担当とし、LINE・電話などを通じて安否確認および心のケアを継続する。	

#### 補足フェーズ:再開判断(1~2日後)

対応内容	備考
建物の安全(浸水・電気系統)	水が引き、設備が正常に戻っているか
通所可能な職員がいるか	最低2名以上
利用者の安全な通所が可能か	道路／送迎の安全確認

(4) 緊急時対応概要フロー



## 第4章 初動体制から事業継続まで

(1) 発生直後から30分以内

### ① リスクの抽出

項目	内容	必要事項
1 冷暖房	停電などにより使用不可	毛布の備蓄
2 ガス	供給停止で使用不可	カセットコンロ、ボンベの備蓄
3 水	上下水道ともに使用不可	備蓄飲料水の利用計画 トイレは簡易トイレ(備蓄必要)
4 電気	停電	非常用設備及び自家発電なし 懐中電灯の備蓄
		携帯電話の通話制限 充電に乾電池・充電器の備蓄の増量
5 医療	医療機関は受け入れ困難	必要な救急講習を受ける
6 食事	非常食のみ	計画的な提供
7 データ等	PC使用不可	利用者情報のバックアップ(クラウドの活用、スマホに写真保存等)

### ② 発生直後の業務

業務	内容	体制
1 避難誘導	消防・防災・避難計画に基づく行動。可能であれば車両を浸水しない場所へ移動	在所職員
2 建物等の被害確認	同上 被害箇所の写真	在所職員
3 ライフラインの被害確認	使用できるもの、不可なものを即抽出し情報共有	在所職員
4 利用者の安否確認	即確認	在所職員
5 緊急を要する者の処置	応急処置、医療機関への搬送	在所職員

在所以外の職員は2.(2)の基準による参集とする。ただし、自信の生命への影響、在宅での安全確保が確認されない場合は参集できない旨、報告する。

なお、参集にかかる通信手段は、携帯等は輻輳回避のため制限されている可能性が高いため、災害伝言ダイヤル等の活用などをはかる。

安否確認後、責任者を中心に簡潔にミーティングを行い在所の職員数、被害状況の情報を共有

して、継続できる業務を抽出し実施する。

体制が整った段階で、利用者家族への安否確認の連絡を行う。

### ③ 継続する業務内容(初動から3日間)

業務	体制	出勤1名	出勤2名	出勤3名	出勤4名
業務基準		利用者・職員の安否確認のみ	命を守るための最低限の業務	食事提供を中心に	通常の業務体制に近づく
食事		備蓄食	備蓄食	簡易食品・カセットコンロでの調理	
飲料水		備蓄を確認しながら状況を見て	ペットボトルで給水	ペットボトルで給水	復旧状況を見て通常体制
排泄	簡易トイレの設置				
感染対策	消毒液の配置				
応急処置	応急処置			搬送	
メンタルケア	状況を見ながら継続				
問い合わせ	対応し記録				
請求業務等	休止				

### (2) 役割分担

共通理解として平常時で自由に使えているものが使えない状況に慣れる。初動から3日間はライフラインが使用できないことを理解する。

#### ① 管理者

- ・災害活動の指揮統制行い、事業継続への活動を総括する。
- ・情報収集による災害規模の把握。
- ・自治体からの医療提供、給水状況、食事提供の情報収集
- ・事業継続にむけての実施内容の判断
- ・自ら修繕できるものは復旧する
- ・復旧に向けての資金管理

#### ① サービス管理責任者

- ・発生直後の業務、簡易ミーティング後に必要最低限の設備資源の確保を行う
- ・利用者スペースの確保→被災状況にもよるが冷暖房が使用できないことから、1人分の最低限のパーソナルスペースを確保しつつ体温調整に配慮する

- ・電力→自家発電、懐中電灯の準備
- ・トイレ→簡易トイレの設置
- ・食事→備蓄品、簡易食品の準備
- ・水→飲料水のチェック

＊職員の出勤数に応じた業務遂行を心がける（緊急時に無理をすると小さなことから違う被害が広がる）

以後、発生から3日以内の対応

- ・徐々に被害の概要がわかり、緊急の体制も固まりつつある状況下で早期復旧への足掛かりとなるように対応する
- ・感染予防に努める
- ・参集できない職員の安否確認

地域の要支援者の受け入れ検討（状況を的確に判断し無理に受け入れはしない）

4日目以降

- ・安全管理を確認しながら、利用者の活動スペースを戻していく
- ・職員状況を見ながら通常体制へ
- ・職員の健康状態もケアする。休憩スペース等の確保も必要
- ・備蓄品で不足となってきたものを可能な範囲で補充
- ・通信手段も復旧していると予想されることから、医療機関との連絡を確保し、利用者の健康に配慮する

＊業務再開の判断基準

- 建物・設備の安全確認完了
  - 職員2名以上出勤可
  - 飲料水／トイレなど最低限の物資が使用可能
- すべて満たす=段階的に再開へ

## 第5章 「夜間・休日の災害時対応方針」

原則

当事業所は平日のみ開所しており、土日・祝日・夜間には利用者および職員が原則不在であるため、災害（例：地震・火災・水害など）発生時においても、人的被害が発生していない限りは、職員の即時参集は必要ないものとする。

### 例外: 参集を検討するケース

以下のような状況では、必要に応じて最低限の人員(1~2名)で現地確認・初期対応を行う:

- ・周辺地域で大規模災害が発生し、建物への影響が懸念される場合
- ・管理会社や警備会社、近隣住民から異常通報を受けた場合
- ・火災報知器やセキュリティアラーム等の作動が確認された場合

### 対応体制・連絡方法

- ・災害発生後は職員LINEグループまたは電話連絡により、全体へ即時に情報共有
- ・参集の必要があるかどうかは、管理者が判断
- ・移動の安全が確保できる範囲で、1~2名での現地確認を行う

### 翌営業日に行う対応

- ・全職員で施設の被害状況確認、備品・設備点検
- ・必要に応じて管理会社や自治体への報告
- ・安否確認・備蓄の状態・建物の安全性などの記録を残す

## 第6章 今後のBCP改定について

(1) 建物が全壊した場合の想定検討本BCPは建物が使用可能なケースにおいて検討し策定している。

事業継続拠点が施設外となった場合の検討も行わなければならない

### (2) 備蓄品の検討

止水版、簡易トイレ、救急用品、カセットボンベ等、特にライフラインが使用できなくなった場合の備品不足。今後は財政状況も鑑みながら十分な備蓄を行っていかなければならない。併せて保管場所も検討する。

## 第7章 その他

本計画は令和7年4月1日より施行する

初回発行日: 令和7年4月1日

次回見直し予定: 令和8年3月(年度末)または実際の発動後

## 附表等

1,利用者一覧表 2,関係者連絡先一覧表 3,備蓄管理表(食品用・物品用) 4,救急用品一覧

### 備蓄管理表(食品)

\*備品保管場所は全て事務所とする

No.	食品名	数量	消費期限	点検日	訓練使用日	備考
1	水	144本				
2	アルファ米	25袋				
3	ウィダーinゼリー	84個				
4	缶詰	42個				
5	フリーズドライみそ汁	42個				
6	塩分チャージタブレット	2セット				
7						
8						
9						

### 備蓄管理表(物品)

No.	食品名	数量	消費期限	点検日	訓練使用日	備考
1	貼るカイロ 30個入	3セット				
2	アルミ保温シート 10枚	2セット				
3	冷却タオル 5枚	3セット				
4	使い捨てカトラリーセット(スプーン・フォーク・ナイフ) 100組	1セット				
5	アルコール除菌シート 携帯用 100枚入	1セット				
6	紙コップ 100個入り	1セット				

7	簡易トイレ 100 回分	2 セット				
8	防災ラジオ	1 台				
9	軍手	1 セット				
10	ごみ袋	20 枚				
11	布ガムテープ	2 枚				
12	レジャーシート	2 枚				
13	乾電池	2 セット				
14	スマホ充電器	4 台				
15	カセットコンロ	1 台				
16	カセットボンベ	2 セット				